

## 相続税の改正点

区 分	平成25年度改正 (平成27年1月1日以降適用)	それ以前 (平成22年4月1日以降適用)
(1) 遺産に係る基礎控除		
定額控除	3,000万円	5,000万円
法定相続人数比例控除	600万円 × 法定相続人の数	1,000万円 × 法定相続人の数
(2) 税率	10% 1,000万円 以下 15% 3,000万円 以下 20% 5,000万円 以下 30% 1億円 以下 40% 2億円 以下 45% 3億円 以下 50% 6億円 以下 55% 6億円 超	10% 1,000万円 以下 15% 3,000万円 以下 20% 5,000万円 以下 30% 1億円 以下 40% 3億円 以下 50% 3億円 超
(3) 配偶者に対する 相続税額の軽減	配偶者の法定相続分又は 1億6,000万円のいずれか 大きい金額に対応する税額まで控除	同左
(4) 死亡保険金の 非課税限度額	500万円 × 法定相続人の数	同左
(5) 死亡退職金の 非課税限度額	500万円 × 法定相続人の数	同左
(6) 税額控除		
未成年者控除	20歳までの1年につき10万円	20歳までの1年につき6万円
障害者控除	85歳までの1年につき10万円	85歳までの1年につき6万円
特別障害者控除	85歳までの1年につき20万円	85歳までの1年につき12万円

財務省HP：「相続税の主な改正の内容」によります。  
[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/property/144.htm](http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/property/144.htm)

※ 個々の事例については、税理士等相続税に関する専門家に相談して下さい。